

事 務 連 絡
令和 2 年 1 2 月 4 日

法務局民事行政部首席登記官（不動産登記担当） 殿
地方法務局首席登記官（法人登記担当を除く。） 殿

法務省民事局民事第二課 山本補佐官

自作農創設特別措置法による買収嘱託登記を看過し、第三者への所有権の移転の登記がされている土地の二重登記の解消について

自作農創設特別措置法（昭和 2 1 年法律第 4 3 号）第 3 条の規定に基づき国が買収した土地については、自作農創設特別措置登記令（昭和 2 2 年勅令第 2 9 号）第 1 0 条第 1 項及び自作農創設特別措置登記令施行細則（昭和 2 2 年司法省令第 2 3 号）第 4 条の規定により、当該土地の登記用紙中表題部欄外に嘱託書の表示がされていますが、その後当該表示が看過され、国からの売払いではなく、登記簿の甲区に被買収者からの承継人等（以下「二重承継人等」という。）が登記されたものが存在しています。このような土地については、所有権の登記名義人が二重に登記されている状態（以下「二重登記」という。）であることから、不動産登記規則（平成 1 7 年法務省令第 1 8 号）附則第 3 条第 1 項ただし書に規定する電子情報処理組織に適合しない登記簿として管理されているところです。

このような二重登記を解消する方法としては、訴訟手続によるほか、二重承継人等が①国から売払いを受ける方法や②自作農財産紛争処理等連絡協議会（以下「協議会」という。）において時効取得を認めてもらい、登記の嘱託等によって解消する手続も存在するところです。特に後者については、訴訟手続に比べ比較的容易にその解決が図られるといえます。

つきましては、令和 2 年地方分権改革に関する提案募集において、「自作農創設特別措置法に基づく農地買収に関する欄外登記の看過により発生した二重登記事案における事務処理の簡素化」について提案があったことを受け、各登記所に対して二重承継人等から二重登記の解消方法について相談があった場合など必要な場合には遺漏なく、地方農政局等（北海道にあっては農林水産省経営局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）において、当該土地に係る売払いの手続や協議会における時効取得の申出等の制度があることを二重承継人等に対して丁寧に案内するようお願いいたします。

なお、二重登記に至った経緯に関する説明や錯誤による抹消に係る登記手

続の案内については，引き続き各登記所において対応していただきますようお願いいたします。おって，都道府県及び地方農政局等からこのような二重登記の解消方法について相談があった場合にも，引き続き御協力願います。